最終更新日：2018年12月26日

共同ピーアール株式会社
代表取締役社長　谷　鉄也
問合せ先：専務取締役コーポレート本部本部長　西井　雅人（TEL 03-3571-5172）

証券コード：2436

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り100年のコミュニケーションをつなぐＰＲエージェンシーである」を経営理念に定め、持続的な成長と企業価値の継続的な向上を図ってまいります。そのためにも、遵法経営と株主利益の尊重を大前提としたうえで、透明性、健全性、効率性の高い経営組織を確立し、社会の変化を的確に把握、対応した企業活動を行うことが経営の基本です。クライアント企業の重要な商品、サービスに関わる情報を取り扱う当社にとって、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、政策保有株式を原則として保有しないこととしております。
ただし、投資対象会社との業務提携等を通じて、当社の持続的な事業成長において相乗効果が期待できる場合には、保有することを検討いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規程において、取締役と当社との取引について取締役会の承認を得ることと定めております。実際の取引については、会社や株主共同の利益を害することがないかの観点から、取締役会は、予め取引内容の妥当性を審議し承認するとともに、その取引結果の報告を受けております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用していないため、開示する内容はございません。ステークホルダーの一員である従業員への還元策として、企業年金のアセットオーナーとして機能発揮できる企業年金の導入を今後検討してまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 経営理念等
経営理念等を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、役員の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、2002年３月27日に開催の第38回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び監査役の報酬限度額は年額20百万円以内としており、その総額の範囲内において、役員報酬規程に則った報酬額を設定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役候補の指名に当たっては、当社の発展に貢献できる人物であり、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有しているかを総合的に判断し、取締役会の決議をもって取締役候補の指名を行っております。

(5) 取締役の選解任・指名についての説明
当社は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、株主総会招集通知の参考書類において当該候補者の選任理由を記載してまいります。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務（1）】
当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款にて定める事項のほか、取締役会に付議すべき事項について「取締役会規程」を設けて運用しております。
さらに「職務権限規程」を設け、代表取締役社長、管掌取締役、部長等の権限を明確に定め、それに基づき決定機関・決定者が審議・決裁をしています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の範囲、並びに金融商品取引所が定める独立性基準に従い、在任期間と独立性の関係を適宜検証し、独立社外取締役として選任しております。
また、取締役会は、独立性に加え、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めています。

【補充原則4-11-1　取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役会の全体の知識、経験、能力等のバランスを考慮するとともに、機動性確保のため、適正な規模にて取締役会を構成するよう努めております。

当社は、取締役会において適宜有効な助言を行うこと等を期待して、社外取締役に、経営者としての知識・経験が豊富な者、当社の事業領域に通じている者、及び経営管理業務、財務・会計等に関する知見を有する者を選任し、経営監視機能の充実を図っており、その客観性及び中立性を確保しております。

【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況】
社外取締役をはじめ、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の兼任については、法令上の適切性の確認に加え、兼任先の業務内容・業務負荷等を確認の上、取締役としての職務を適切に遂行できると考えられる範囲に限り、取締役会の決議により決定しており、重要な兼職については、毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役の職責を果たすために必要な知識・経験・能力を有する者を取締役として選任しており、社外取締役を含む新任取締役に対しては、当社の事業概要の説明、当社に関する知識の習得を支援するほか、各取締役が、それぞれの役割及び責務について理解を深めるために必要な社外研修・講習会等への参加を支援することとしております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、投資家対応の取締役を明確にするとともに、経営管理室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期毎開催し、決算説明資料を当社ホームページにて掲載をし、適切な情報開示に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社新東通信	381,600	30.29
株式会社テクノグローバル研究所	200,000	15.87
SMBC日興証券株式会社	69,300	5.50
佐藤　友亮	55,800	4.43
共Pグループ従業員持株会	46,500	3.69
山本　文彦	27,500	2.18
高　長樹	27,000	2.14
上村　巍	22,400	1.78
百溪　直司	21,500	1.71
鈴木　泰弘	19,100	1.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2017年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
2018年3月5日付で、下記のとおり株式会社新東通信を割当先とする第三者割当増資を行っております。これにより、発行株式数が、97,532株増加しております。
割当先名称：株式会社新東通信
所有株式数：479,132株
所有割合　：35.29%
株式会社新東通信の当社に対する保有議決権比率が36.1%以上であり、当社のその他の関係会社に該当しております。
2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の保有株式数を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尼崎　勝司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尼崎　勝司	○	―――	番組制作やイベントプロデュースに関する知識を活かし、当社の対処すべき課題であるコンテンツ事業の活性化及び事業展開を進めていただくため、社外取締役として最適であると判断し選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

ア. 監査役
　監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従って監査を実施しております。各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役会の意思決定状況や取締役の業務執行状況を監査、監視するとともに、必要に応じて子会社から営業の報告を求めております。また、監査役会は会計監査人から監査方法及び監査結果についての報告を受け、内部監査室から内部監査方法及び内部監査結果についての報告を受けております。

イ. 会計監査人
　会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。会計監査人は監査計画に基づき当社及び子会社等の監査を実施し、その結果等について意見交換を行っております。また、監査役会に対しても定期的に報告を行っております。

ウ. 内部監査部門
　社長直轄で内部監査室を設置し、会社の業務活動の適正性の確認のため、当社経営方針、内部諸規程等との整合性を点検するとともに、監査役及び会計監査人と協力、連携し、事業活動の健全性と財務報告の信頼性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
行本　憲治	公認会計士													
黒澤　基弘	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

行本　憲治	○	――	当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておらず、また、重要な兼務先と当社との間にも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておりません。同氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識から、当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行っていただけるものと判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。
黒澤　基弘	○	――	当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておらず、また、重要な兼務先と当社との間にも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係は有しておりません。同氏は弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、経営監視機能の向上及び厳しい指摘をしていただけるものと判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の規則で定める事由のいずれにも該当せず、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入
　ＰＲ業界の経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、2018年３月29日開催の第54期定時株主総会において、第54期の当社取締役（会社法第363条第１項各号に掲げる取締役。ただし、社外取締役は除く。）に対して、業績連動型の変動報酬（利益連動給与）を採用することを決議いただいております。
　これにより、取締役の報酬は、2002年３月27日開催の第38期定時株主総会で決議済みの取締役の報酬等の上限額の範囲内で、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）と、各連結会計年度の業績に連動した年１回の業績連動型の変動報酬（利益連動給与）から構成されることとなります。ただし、社外取締役については、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与）のみとしております。
　また、各監査役の報酬額については、監査役会において協議により決定し、取締役会へ報告を行っておりますが、独立性の確保の観点から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与）のみとしております。

第１回乃至第３回新株予約権
　当社は、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において承認可決された新たな経営体制の下、2013年12月期及び2014年12月期の赤字決算の経営責任を明確にし、経営改革に努めてまいりました。業況拡大及び企業価値の増大を目指し、営業活動、サービス強化を図るとともに、役員自らが大幅に役員報酬を減額するなど経費削減にも努めてまいりました。その結果、2015年12月期決算においては、連結売上高3,704百万円、経常利益126百万円、親会社株主に帰属する当期純利益108百万円となり、３年ぶりの黒字化を果たすことができました。
　このような状況の下、当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指し、より一層意欲及び士気を向上させ、さらに結束力を高めることを目的とし、2016年12月22日に第１回乃至第３回新株予約権を発行いたしました。
　第１回新株予約権は、当社の代表取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、当社株価が一定の水準を下回った場合において、当該新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に対し株価の下落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有し、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の50％に設定したことは、現代表取締役の就任以来、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2016年11月22日の前日までの当社の過去の株価推移の中で、経営改革を推進する代表取締役として現時点の株価の半値以上の下落には責任をとる必要があると経営判断したためです。
　第２回新株予約権は、当社の取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであり、あらかじめ定める業績目標を達成した場合にのみ、当該新株予約権の行使が可能となっております。これにより、当該新株予約権の付与対象者に業績目標の達成による当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、業績目標を「連結損益計算書において、2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合」に設定したことは、当該業績目標が当社の過去の業績推移に比較して相当程度高い水準であり、そ

の目標が達成されることは当社の企業価値、株主価値の向上に資すると判断したためです。
　第3回新株予約権は、当社の従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。これにより、当該新株予約権の付与対象者に当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

対象者は、第1回新株予約権は取締役1名、第2回新株予約権は取締役5名、第3回新株予約権は従業員43名となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第54期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は下記のとおりであります。

〔取締役7名に支払った報酬〕　80百万円(うち社外取締役分5百万円)
〔監査役3名に支払った報酬〕　12百万円(うち社外監査役分6百万円)

上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　取締役の報酬限度額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。また、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度等を総合的に勘案し決定しております。
　なお、当社は、2018年3月29日開催の定時株主総会において、第54期の当社取締役(会社法第363条第1項各号に掲げる取締役。ただし、社外取締役を除く。)に対して、業績連動型の変動報酬(利益連動給与)を採用することを決議いただいております。
これにより、取締役の報酬は、2002年3月27日開催の第38期定時株主総会で決議済みの取締役の報酬等の上限額の範囲内で、固定報酬である基本報酬(定期同額給与)と、各連結会計年度の業績に連動した年1回の業績連動型の変動報酬(利益連動給与)から構成されることとなります。ただし、社外取締役については、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬(定期同額給与)のみとしております。
　また、各監査役の報酬額については、監査役会において協議により決定し、取締役会へ報告を行っておりますが、独立性の確保の観点から業績への連動を排除し、基本報酬(定期同額給与)のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

　社外取締役及び社外監査役に対する事務的サポートは経営管理室が対応しており、基本的には、毎月開催される取締役会の事前通知を行い、必要に応じて資料作成支援、電話もしくは電子メール等による連絡、確認を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
上村　巍	相談役	新規顧客開発及びそれに付帯する業務	〔勤務形態〕　常勤 〔報酬〕　有	2015/8/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

当社は、元代表取締役社長等を相談役又は顧問とする場合があります。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
　代表取締役社長を議長とする取締役会は、7名(取締役6名・社外取締役1名)で構成・運営されており、業務執行においては取締役による体制

を採用しております。原則として月1回の取締役会を開催し、重要な議案が生じた場合には、適宜取締役会を開催しております。

⑵ 監査役
監査役については、3名が選任されており、うち2名が社外監査役であります。毎月1回行われる監査役会にて定めた基準に基づき監査方針、監査計画を作成し、当社の業務及び財産の状況を調査、そして必要に応じて子会社に対して営業の報告を求めております。また、取締役会等重要な会議に出席して、取締役の意思決定を十分に監視できる体制となっております。
適宜、監査業務の検査報告やコンプライアンス上の問題点等について意見交換を行い、必要な場合には取締役会に勧告を行います。

⑶ 監査法人
当社では、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を起用しており、監査業務の他に会計処理及び内部統制組織の適正性の確保について適宜アドバイスを受けております。監査の人員及び公認会計士の氏名は次のとおりです。

・直近事業年度の業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員　市川亮悟氏
指定有限責任社員・業務執行社員　白取一仁氏

・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　　8名
その他　　9名

⑷ 内部監査
内部監査室は、会社の業務活動の適正性の確認のため、当社経営方針、内部諸規程等との整合性を点検するとともに、監査役及び会計監査人と協力、連携し、事業活動の健全性と財務報告の信頼性の確保に努めております。

⑸ 指名
当社では、これまでの実績、取締役としての資質等を総合的に判断して取締役の意見交換を経た後、取締役会において候補者を決定しております。

⑹ 取締役の報酬決定
当社では、これまでの実績や今後の期待値について各取締役から意見を聴取したうえで、代表取締役が総合的な経営判断により株主総会にて認められた報酬総額の範囲内において、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）及び各連結会計年度の業績に連動した年1回の業績連動型の変動報酬（利益連動給与）を決定しております。

⑺ 監査役報酬
株主総会で認められた総額の範囲内で、各監査役が相互検証のうえ決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の相互牽制機能の強化等厳格なガバナンス体制の構築を図ることを目的に、社外取締役1名を含む7名の取締役を選任しております。社外取締役を含む取締役会が、経営の意思決定を行い、業務執行の監督機関として機能することにより経営の独立性を確保しております。その上で、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、社外監査役を2名にすることにより経営への監視機能を強化する体制をとっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、証券会社アナリスト向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.kyodo-pr.co.jp/investor/accounts.php https://www.kyodo-pr.co.jp/investor/library http://www.kyodo-pr.co.jp/investor/news 上記URLにて、決算情報及び決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、業務の適正を確保するための体制及び運用状況として、以下のような内部統制システムに関する基本的な考え方を定めております。

内部統制システムは、取締役及び従業員が自らを律し、当社が社会的責任を全うし、成長していくための体制と捉えています。
当社及び子会社の取締役及び従業員が、法令及び定款に適合し、業務が適正に遂行されることを確保するために、「コンプライアンス規程」を設け、「コンプライアンスハンドブック」を通じて啓蒙し、ガバナンス・コンプライアンス委員会が内部統制システムの維持・向上を図ります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社を含めた取締役及び従業員の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者で構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置しています。
また、内部通報制度に基づき社内外に通報窓口を設置しています。
なお、当社及び子会社は、業務上、クライアントの秘密情報やインサイダー情報を扱うことが多いため、内部者取引管理規程及び営業秘密管理規程を制定し、情報の適切管理を行える管理体制を構築しています。秘密情報の重要度が高いクライアントについては、ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得した部署でのみ情報を取り扱い、セキュリティ体制が万全を期していることを、第三者機関によって証明できる体制となっています。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や職務権限規程に基づいて決裁した文書等の情報を文書または電磁的に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しています。

(3) グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制
「リスク管理規程」により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
また、内部監査室が各部門及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定しています。
なお、重要な契約について顧問弁護士のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査の厳格化、充実を図っています。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
取締役会議のほか、その他重要会議体への監査役の出席を確保し、業績等会社の業務の状況を監査役へ定期的に報告します。
また、当社グループの業務の適正を確保するために、職務権限規程を制定し、当社グループの取締役、監査役、使用人の役割分担、業務分掌等の明確化を行っております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付けとして配置します。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融証券取引法その他適用のある国内外の法令に基づき評価し、適宜改善を行っています。当社グループにおいては、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の整備・運用を各部門で実施し、その評価を内部監査室が行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力から接触を受けた時は直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。
反社会的勢力排除に向けた当社の取り組みとしましては、当社のコーポレート本部を対応統括部署として、関係部署と協議しその都度対応しております。また、平素から所轄警察署及び株式名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■適時開示体制の概要

1. 適時開示担当部署
当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを最重要事項と認識し、社内規程（内部者取引管理規程）に従い、下記のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

（1）情報管理者及び主管部門
会社情報の適時開示情報及びインサイダー情報の管理は、「情報取扱責任者」（情報開示担当者）である取締役が行います。会社各部門の情報や子会社の情報管理は、各部室長が行います。

（2）情報の重要性及び適時開示の要否の判断
情報取扱責任者の指示により、コーポレート本部及び経営管理室にて適時開示規則等に則って検討し、情報取扱責任者が判断いたします。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
（1）決定事実に関する情報
決議を要する各議案について、開示の必要性をコーポレート本部及び経営管理室にて検討いたします。必要と判断した場合は、取締役会にて決議を行い、情報取扱責任者の指示に従い、経営管理室が開示いたします。

（2）発生事実に関する情報
発生事実又は発生事実に該当する可能性がある事実が発生した場合には、各部室長は速やかに情報取扱責任者に報告いたします。コーポレート本部及び経営管理室は、情報取扱責任者の指示の下開示の要否を検討し、情報取扱責任者に報告いたします。報告後、取締役会の決議により、直ちに経営管理室が開示いたします。開示に緊急を要する事実である場合には、取締役会に代えて、代表取締役の承認を得てから情報取扱責任者の下、経営管理室が開示いたします。

（3）決算開示について
年次決算、四半期決算に関する情報はコーポレート本部にて取りまとめ、取締役会の承認を得た後、情報取扱責任者の指示の下、開示担当部署である経営管理室が開示いたします。